

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等の 一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 2
- ・ E T F に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 3

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)</u></p> <p><u>第13条の2</u> 上場会社は、第2条から第12条までの規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(開示内容の変更又は訂正)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条から第14条までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(開示内容の変更又は訂正)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条及び第14条の規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。</p>

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条第2項、第12条、<u>第13条から第14条まで</u>及び第16条の規定は、第2項の規定に基づく開示について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第15条及び第17条の規定は、第1項に規定する者について<u>それぞれ</u>準用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。</p>	<p>(上場ETFに関する情報の開示)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条第2項、第12条、第13条、<u>第14条</u>及び第16条の規定は、第2項の規定に基づく開示について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第15条及び第17条の規定は、第1項に規定する者について準用する。</p>